

祝 辞

〔平成二七・五・二九
日パレスホテル東京二九
日弁連定期総会における感謝・表彰式〕

本日、ここに、日本弁護士連合会の前副会長及び先進会員に対する感謝・表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

前副会長の方々には、国民の期待に応える弁護士の組織づくりを目指して、連合会の円滑な運営とその発展に寄与され、法曹の中でも国民に身近な立場でその法的ニーズに幅広く対応するという弁護士の機能の向上に大きく貢献されました。各位の御在任中の御尽力に対し、ここに深く敬意を表します。

百歳表彰を受賞された方を始めとして、本日表彰をお受けになられた方々には、長きにわたり法曹として活動され、基本的人権の擁護と社会正義の実現に努めてこられました。本日の御榮譽に対し、

心からお喜び申し上げます。

現在、我が国では、社会経済の多くの分野でその構造にまで及ぶ変動が続き、その振幅と速度を増してきております。こうした情勢の下、創造的な活動と成果の享有の尊重を求める意識が高まる一方で、社会的な公平さを求める意識の高まりも強く感じられるようになっております。このような状況の中で、司法が変化の速さに対応しつつ、訴訟に限らず幅広く納得の得られる紛争解決を実現することを通してその機能を健全に発揮する上で、国民にとって最も身近な法曹である弁護士に期待される役割は、極めて大きいと申せましょう。

時代の要請に応えるために取り組まれてきた司法制度改革がスタートしてから十五年が経過しました。より身近で、頼りがいのある司法を築くことを目指した諸施策は、その多くが定着、発展しつつ

あると言えますが、多角的な視点からの評価を加えながら、よりよい形を追求していくために取り組むべき課題もなお少なくありません。また、家族の在りようの多様化も、少子高齢化の進展と相まって、解決困難な紛争の増加をもたらしています。こうした状況に適切に対応していくためには、国民のための司法の実現という共通の理念の下、法曹三者が、緊密かつ率直な意見交換を重ね、相互理解と協力関係を一層深めていくことが必要です。

本日本表彰を受けられた方々を始めとして、弁護士各位におかれましては、今後とも、国民の期待にこたえて、司法の健全な発展のために力を尽くしていただくようお願い申し上げますとともに、健康に御留意の上、ますます御活躍になられますよう祈念いたしました。私の祝辞といたします。

平成二十七年五月二十九日

最高裁判所長官

寺

田

逸

郎

最高裁判所長官祝辞

平成二十七年・十・二十六
第六十三回全国調停委員大会

第六十三回全国調停委員大会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。この全国調停委員大会は、長い伝統を有する意義の大きい集まりとして続けてこられたものですが、本年からは、全国家事調停委員懇談会が統合され、模擬調停や研究発表を組み入れるなど、新たな試みとして開催されることになったものと伺っております。開催の準備に携わられた方々の御尽力により、大会当日を迎えられましたことを心より喜び申し上げます。活発な議論がされ、充実した大会になりました。

日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創設から今日に至るまで、調停制度の充実、発展のため、活発な活動を続けてこられました。調停制度は、わが国の社会に適った合理的な紛争解決手段として、広く国民の信頼を得ているだけでなく、国際的にも高い評価を受けております。このような制度の運用を支えてこられた関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。また、後ほど御披露が予定されているようですが、調停委員として多年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章が授与され、また、最高裁判所においても表彰式を挙行いたしました。司法の一翼を担い、調停制度の発展に多大な貢献をしてこられた方々に、この場をお借りして、深く謝意を表すとともに、重ねてお祝いを申し上げます。

近年、社会や家庭をめぐる状況の変化などを背景に、調停制度にあっても、利用者からは、透明性のある手続、公平かつ納得性の高い解決がこれまで以上に求められています。今後、調停制度が利用者の要請に適った魅力的な紛争解決手段として引き続き国民の高い信頼を得ていくために、これまでにも増して利用者の期待に応える調停運営を目指していく必要があります。裁判所としては、調停制度の一層の充実、発展のため種々努力してまいりますが、調停委員の皆様からも、引き続き御協力をいただけますようお願い申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会のますますの御発展を祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十七年十月二十六日

最高裁判所長官

寺田逸郎

祝 辞

平成二七・一二・二二 総理官邸
内閣制度創始一三〇周年記念式典

内閣制度創始百三十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国においては、明治十八年に、憲法制定に先立ち、太政官制度を廃して近代的な内閣制度が創設され、以来、今日に至るまで、この内閣制度の下で、国政が運営されてまいりました。とりわけ、戦後の七十年間は、国民主権を基調とする日本国憲法の定める議院内閣制の下で、内閣は、行政権の担い手として今日に至る我が国の歩みを支える中心的な役割を果たしてこられました。ここに、内閣制度の円滑な運用を通して国家の隆盛のために力を尽くされた多く

の先人及び関係者の方々に對し、深い敬意を表します。

戦後七十年という節目の年を迎え、我が国は、国の内外を問わず、多くの厳しい課題に直面している状況にあります。このような状況にあつて、国の基盤をゆるぎなきものとし、社会の繁栄を確実なものとするため内閣をはじめとする国家諸機関に課せられる使命は誠に重大であります。

ここに、内閣制度創始百三十周年をお祝いするとともに、内閣が、国民から負託された行政権の行使を通じて、その使命の遂行に尽力され、これまでの実績に更に多くを積み重ねて我が国の発展を牽引していかれることを祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十七年十二月二十二日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝 辞

平成二八・三・三〇 弁護士会館クレオ
第二東京弁護士会創立九十周年記念式典

本日、ここに、第二東京弁護士会創立九十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

第二東京弁護士会は、大正十五年に創立され、以来、今日に至るまで、独自の会風の下に、弁護士制度の充実と発展のため積極的かつ意欲的な活動を続けられ、基本的人權の擁護と社会正義の実現に貢献してこられました。貴会がここに九十周年を迎えられましたことは、誠に御同慶の至りであります。これは、ひとえに、歴代役員、先進会員の方々をはじめ関係各位のたゆみない御努力のたまものであり、深く敬意を表します。

また、本日表彰をお受けになられた方々は、五十年以上の在会会員として第二東京弁護士会の発展のために尽力してこられたのであ

り、この度の御荣誉に対し心からお喜びを申し上げます。

近時、情報化の進展、国民の権利意識の高まり、価値観の多様化を反映して複雑困難な紛争が増加し、より納得度の高い解決が求められるようになっております。また、司法制度改革が始まる一連の改革の実践において、より良い運用を目指して取り組むべき課題は少なくありません。このような状況に適切に対応していくためには、法曹三者が、国民のための司法の実現という共通の理念の下、相互理解と協力関係を一層深めていくことが必要です。

本日の記念式典に当たり、第二東京弁護士会が、今日まで示してこられた幾多の業績に深甚な敬意を表するとともに、今後とも、これまでの実績に更に多くを積み重ね、司法のたゆみない発展のために力を尽くしていただくよう切望してやみません。

終わりに、第二東京弁護士会のますますの御発展と、御参集の皆

様方の御健勝を祈念いたしましたし、私の祝辞といたします。

平成二十八年三月三十日

最高裁判所長官 寺田逸郎